

第 9 期 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

■ 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

■ 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■ 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

- 本内容は、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://binc.jp/ir/meeting>) に掲載しているものです。
- 本内容は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

B A S E 株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第2回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
発行決議日	2015年9月30日	2017年12月14日	2018年3月30日
新株予約権の数	83個	918個	240個
区分	取締役	取締役	取締役
保有者数	2名	2名	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 166,000株 (注) 1	当社普通株式 1,836,000株 (注) 1	当社普通株式 480,000株 (注) 1
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金 14円 (注) 1	1株につき金 14円 (注) 1	1株につき金 14円 (注) 1
新株予約権の行使期間	2017年10月1日 ～ 2025年9月30日	2019年12月15日 ～ 2027年12月14日	2020年3月31日 ～ 2028年3月30日
新株予約権の主な行使条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 2019年8月31日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。また、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。これらにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(注) 2. ① 新株予約権は、当社の普通株式が上場された日である2019年10月25日（以下、「上場日」という。）以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができる。

なお、上場日が本新株予約権の発行決議日から2年を経過する日より以前である場合は、下記1の上場日を「発行決議日から2年を経過した日」と読み替えるものとする。

- 上場日の翌日から1年を経過する日まで 25%
- 上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで 50%
- 上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで 75%
- 上場日後3年を経過した日以降 100%

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は子会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

**(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容
の概要**

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人の法令、定款、社会規範への遵守の意識を高めるため「倫理規程」、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を制定し、適宜教育その他職務に応じた研修等を行うことにより、高い倫理観の醸成に努める。
 - ロ. 取締役及び使用人は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の職務において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努める。
 - ハ. 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
 - 二. 代表取締役は、内部監査担当者を選任し、内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
 - ホ. 法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口、監査役及び社外弁護士を情報受領者とする内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
 - ヘ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除する「反社会的勢力対策規程」を制定し、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令及び「文書管理規程」に基づき、重要な意思決定及び報告に関して、文書又は電磁的記録により適切に保存、管理する。監査役から要望があった場合には、速やかに閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」に基づき、各部署のリスクの防止及び会社損失の最小化を目的とした「リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会」を設置するとともに、定期的に開催し、その結果を必要に応じて取締役会、監査役会へ報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規程」に基づき定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。さらに、「経営会議規程」に基づき上級執行役員により構成される経営会議を毎月2回開催し、経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する重要事項の審議及び調整を図るとともに、取締役会へ上程すべき業務に関する重要事項を審議・検討する。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理はCorporate Divisionが担当するものとし、当社への事業の状況に関する定期的な報告及び重要事項については適切な承認を得るものとする。当社の内部監査担当者による当社グループへの内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性を確保するよう努める。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用者を置くものとする。

⑦ 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用者を置く場合、使用者の決定、変更にあたっては、監査役と協議するものとする。また、監査役の職務を補助すべき使用者は、当該業務について監査役の指示に従うものとする。

⑧ 監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役は、取締役会、その他重要と認められる会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- ロ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合には、速やかに監査役に報告する。また、重要な意思決定、重要な会計方針、会計基準、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
「内部通報規程」を準用し、報告者に対する解雇その他一切の不利益な取扱いを禁止する。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について費用の請求をした時は、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要ないと証明できる場合を除き、これに応じるものとする。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。また、各部署責任者へのヒアリングを通じ、必要な情報を収集するとともに、代表取締役及び会計監査人との定期的な情報・意見交換を行う。

(2) 業務の体制を確保するための体制の運用状況

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

① リスクマネジメントとコンプライアンスに対する取組みの状況

リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会において、グループ内の法令遵守状況や各種リスクを把握、抽出し、対応策を検討しました。また、当社グループ全体においてコンプライアンス研修を実施し、全役職員のコンプライアンス意識の向上に努めました。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われた取組みの状況

当事業年度に取締役会を25回開催いたしました。取締役及び監査役の出席の下、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な事業戦略や経営方針について議論を行っております。

③ 当社及びその子会社における業務の適正を確保する取組みの状況

当社の内部監査担当者による当社グループへの内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性を確保しました。

④ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役会は、常勤監査役1名を含む3名の社外監査役で構成され、当事業年度において22回開催されました。監査役は、各部署責任者へのヒアリングを通じ、必要な情報を収集するとともに代表取締役、会計監査人と定期的な情報・意見交換を行いました。

連結株主資本等変動計算書 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	8,513	7,323	380	16,218
当期変動額				
新株の発行	38	38		77
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△1,194	△1,194
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	38	38	△1,194	△1,116
当期末残高	8,552	7,362	△813	15,102

	その他の包括利益累計額	純資産合計	
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△0	△0	16,217
当期変動額			
新株の発行			77
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△1,194
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	4	4	4
当期変動額合計	4	4	△1,112
当期末残高	3	3	15,105

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

PAY株式会社

BASE BANK株式会社

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用会社の数

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物及び建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4年～6年

その他 4年～20年

□. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

特許権 8年

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

□. チャージバック引当金

第三者によるクレジットカードの不正利用等の理由で、将来、クレジットカード会社が当社に対して代金返還請求または支払拒否がされ、その代金をショップの不正な売上請求や倒産等によってショップから回収できないと見込まれる損失額をチャージバック引当金として計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

□. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建有価証券（その他有価証券）は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

投資有価証券の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券 (非上場株式)	183百万円
投資有価証券評価損	258百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式については、時価を把握することが極めて困難と認められる株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。実質価額が著しく低下した場合には、相当の減損処理を行っておりますが、回復可能性が十分に見積られる場合には、減損処理を行わないことがあります。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の投資先の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 149百万円

(2) 当座借越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行5行との間で当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に係る借入未実行残高等は、以下のとおりであります。

当座借越極度額の総額	11,000百万円
コミットメントラインの総額	1,000百万円
借入実行残高	—
差引額	12,000百万円

なお、上記の当座借越契約及びコミットメントライン契約については、以下の財務制限条項が付されております。(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。)

- 各事業年度の決算期及び中間決算期のいずれかの末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、2019年12月期の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の70%未満とならないこと。
- 各事業年度の決算期における連結損益計算書の当期純利益の額が2期連続して赤字とならないこと。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 連結会計年度の末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
普通株式	21,939,400	89,561,349	－	111,500,749

(注) 変動事由の概要

株式分割による増加	87,816,800株
新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加	1,718,800株
譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加	25,749株

(2) 連結会計年度の末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 3,204,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、運転資金及び設備投資資金に関しては、主に銀行借入や新株発行により必要な資金を調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収入金は、顧客の信用リスクに晒されているものの、そのほとんどがクレジットカード会社等の回収代行業者に対するものであり、リスクは限定的であります。

投資有価証券は取引先企業との資本業務提携等に関連する株式等であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金及び営業預り金は、短期的に決済されるものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、取引先に対する未収入金が発生した場合には、「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図る体制としております。

投資有価証券は、定期的に発行体の財務状況等を把握する等の方法により、リスクの軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、手許流動性について早期把握やリスク軽減に向けた管理をしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場性がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2) 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	24,053	24,053	—
(2) 未収入金 貸倒引当金(※)	6,631 △95 6,536	6,536	—
資産計	30,590	30,590	—
(1) 営業未払金	12,745	12,745	—
(2) 営業預り金	3,707	3,707	—
負債計	16,453	16,453	—

(※) 未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつております。

負債

(1) 営業未払金、(2) 営業預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	183

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	24,053	—	—	—
未収入金	6,631	—	—	—
合計	30,685	—	—	—

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 135円48銭

(2) 1株当たり当期純損失(△) △10円80銭

(注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行つておりますが、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2021年11月11日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるBASE BANK株式会社を吸収合併することを決議し、2022年1月1日付で吸収合併いたしました。

1 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 BASE BANK株式会社

事業の内容 各種債権の売買その他金融事業

(2) 企業結合日

2022年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、BASE BANK株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

BASE株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループにおける経営資源の集約及び業務の効率化を図ることを目的として、BASE BANK株式会社を吸収合併することいたしました。なお、本合併は、当社の完全子会社との吸収合併であるため、合併に際して株式の割当て、その他の対価の交付は行いません。

2 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資本準備金の額の減少)

当社は、2022年2月9日開催の取締役会において、2022年3月23日開催の定時株主総会に資本準備金の額の減少に係る議案を付議することを決議いたしました。

1 資本準備金の額の減少の目的

今後の機動的な資本政策に備えるとともに、財務戦略上の柔軟性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

2 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金	7,362百万円
-------	----------

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金	7,362百万円
----------	----------

3 資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2022年2月9日 |
| (2) 株主総会決議日 | 2022年3月23日 |
| (3) 債権者異議申述告示日 | 2022年2月22日 |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 2022年3月22日 (予定) |
| (5) 効力発生日 | 2022年3月31日 (予定) |

9. その他の注記

(金額表示単位の変更)

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

株主資本等変動計算書 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本						株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金					
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,513	7,323	7,323	380	380	16,218		
当期変動額								
新株の発行	38	38	38			77		
当期純損失 (△)				△1,147	△1,147	△1,147		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	38	38	38	△1,147	△1,147	△1,069		
当期末残高	8,552	7,362	7,362	△766	△766	15,149		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	16,217
当期変動額			
新株の発行			77
当期純損失 (△)			△1,147
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4	4	4
当期変動額合計	4	4	△1,065
当期末残高	3	3	15,152

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- 有価証券の評価基準及び評価方法
 - イ. 子会社株式
 - 移動平均法による原価法
 - ロ. その他有価証券
 - ・時価のないもの
 - 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物及び建物附属設備については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4～6年
工具、器具及び備品	4～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権	8年
商標権	10年
ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② チャージバック引当金

第三者によるクレジットカードの不正利用等の理由で、将来、クレジットカード会社が当社に対して代金返還請求または支払拒否がされ、その代金をショップの不正な売上請求や倒産等によってショップから回収できないと見込まれる損失額をチャージバック引当金として計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

② 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建有価証券(その他有価証券)は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	167百万円
関係会社株式評価損	53百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の評価は、実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行っておりますが、回復する見込があると認められる場合には減損処理を行わないことがあります。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

(2) 投資有価証券の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券 (非上場株式)	183百万円
投資有価証券評価損	258百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3.会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 149百万円

(2) 当座借越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行5行との間で当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に係る借入未実行残高等は、以下のとおりであります。

当座借越極度額の総額	11,000百万円
------------	-----------

コミットメントラインの総額	1,000百万円
---------------	----------

借入実行残高	—
--------	---

差引額	12,000百万円
-----	-----------

なお、上記の当座借越契約及びコミットメントライン契約については、以下の財務制限条項が付されております。(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。)

① 各事業年度の決算期及び中間決算期のいずれかの末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、

2019年12月期の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の70%未満とならないこと。

② 各事業年度の決算期における連結損益計算書の当期純利益の額が2期連続して赤字とならないこと。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社短期金銭債権	151百万円
------------	--------

関係会社短期金銭債務	13百万円
------------	-------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高	2百万円
-----------------	------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是、税務上の繰越欠損金、関係会社株式評価損、投資有価証券評価損、資産除去債務及び貸倒引当金の否認等であります。なお、回収可能性等を勘案した結果、評価性引当額を計上しております。繰延税金負債の発生の主な原因是、資産除去債務に対応する資産の否認であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	PAY株式会社	所有 直接100%	役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注)	345 345 1	—	—

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	鶴岡 裕太	(所有) 直接14.4%	当社 代表取締役	ストック・ オプション の行使 (注)	11	—	—

(注) 当事業年度のストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 135円90銭

(2) 1株当たり当期純損失 (△) △10円37銭

(注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失 (△) を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「8.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

(金額表示単位の変更)

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。